



本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例と滋賀県産材の利用の促進に関する条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

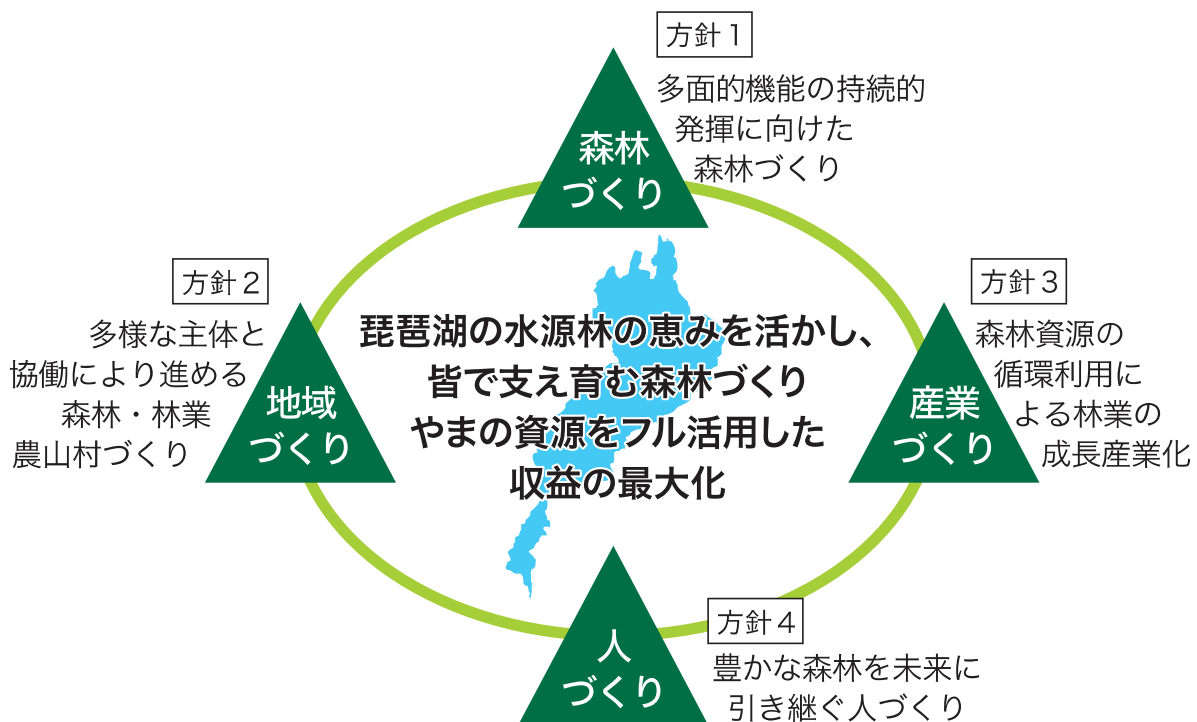
1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定めることとします。



琵琶湖の水源林を育む4つの方針

4つの方針のイメージ

※琵琶湖森林づくり条例（令和2年12月28日改正）に規定する基本理念
（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

※滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（令和5年3月22日制定）に規定する基本理念
（基本理念）

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。

(2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう配慮すること。

(3) 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。

(4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。

(5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。

(6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。



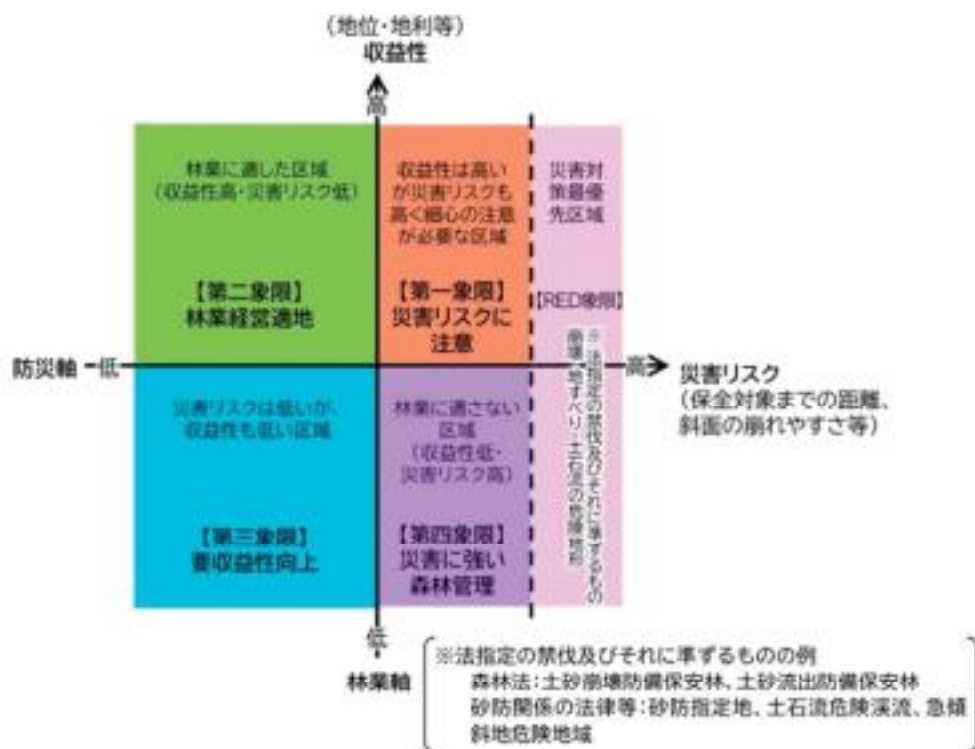
3 方針に基づく施策の考え方

(1) 方針1 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

本県において人口減少が始まったことに鑑み、相当な長期間にわたり、自然のサイクルで多面的機能が維持される仕組みが必要となっています。こうしたことから、将来にわたって琵琶湖の水を育む水源涵養^{かん}や流域治水としての雨水貯留浸透機能、および二酸化炭素吸収機能や生物多様性保全機能等の多面的機能の持続的な発揮を図り、ネイチャーポジティブを実現するため、ICTも活用しながら収益性や災害リスクを評価し、その特性や条件に応じた施業を行う「適地適業」⁷を基本としつつ、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととします。

※「適地適業」について

適地適業とは、現地の状況に合わせた林業のやり方を選択することです。それを実践していくためには、整備対象森林について斜面単位で森林の状況を把握し、適切な整備方針を定めることが大切です。琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）（以下「森林整備指針」という。）では、下に示す四象限図のように、収益性と災害リスクの評価結果の組合せごとに4つの森林整備の方針に整理しています。

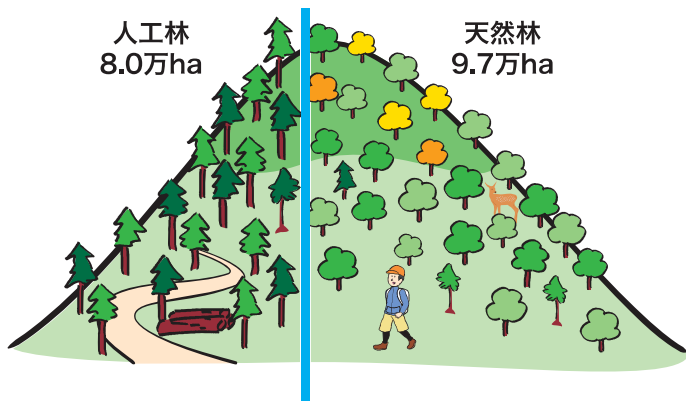


7 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）

ア 100年後を見据えた森林の目指す姿

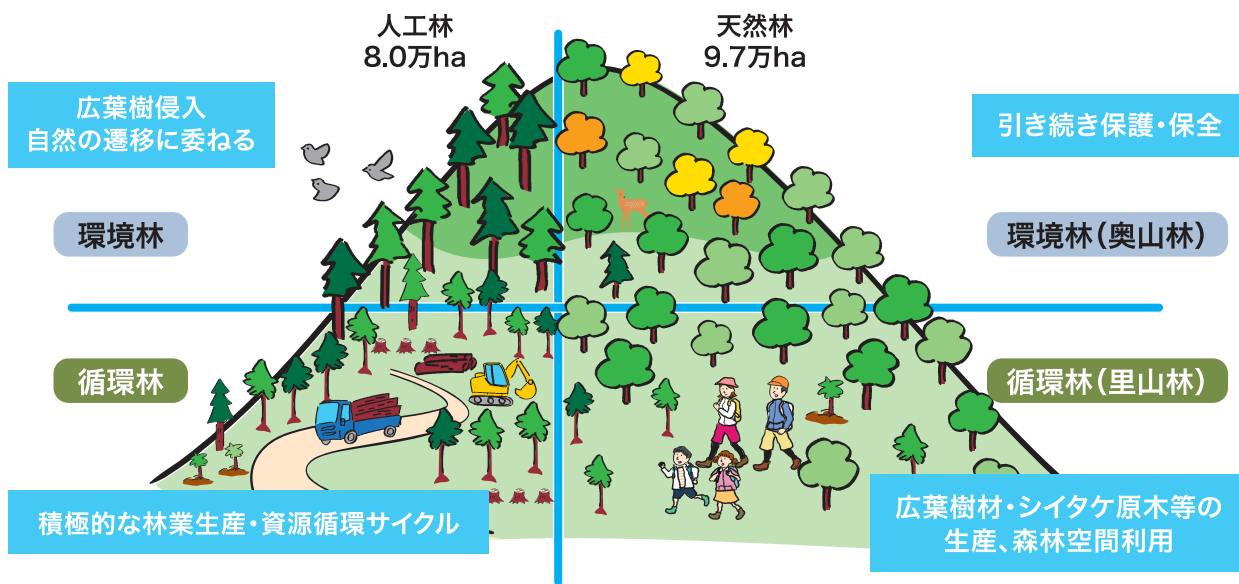
人工林と天然林について、それぞれ「循環林」と「環境林」に区分して、そのそれぞれについて100年後の森林の姿を描くこととします。

現状



人工林	<ul style="list-style-type: none"> ○地形等の条件を考慮せず植栽し、散発的に間伐等の施業を実施 ○条件の悪い森林は、搬出できないので放置状態 ○近年は林業生産活動の低迷に伴い、主伐・再造林はほとんど行われていない
天然林	<ul style="list-style-type: none"> ○生態系保全など様々な多面的機能発揮の場 ○里山は一部で保全活動等が実施されているものの、活用されず放置状態


100年後の滋賀の森林の姿



自然的・社会的条件に応じたゾーニングとそれぞれの特性を踏まえた適切な施業の実施

目指す森林づくりのイメージ



現状	ゾーニング	現在の姿	100年後の姿
人工林	環境林	 奥山の人工林	 針広混交林 ⁸ (広葉樹の侵入・混交)
	循環林	 搬出間伐による散発的な木材生産	 計画的な搬出間伐と主伐・再造林による森林資源の循環
天然林	環境林	 ニホンジカにより下層植生が衰退している天然林	 植生豊かな天然林
	循環林	 利用されていない里山林	 広葉樹材の利用・新たな森林空間利用

100年後の森林の姿

イ 将来を見据えた誘導の考え方

適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導します。

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要があります。

⁸ 単木的に針葉樹と紅葉樹が混じる混交林のほか、列状やモザイク状に混交する場合や、針葉樹の下層に広葉樹が生育する複層混交林も含まれます。

(ア) 適切なゾーニング

人工林については、「森林整備指針」における「四象限図」の区分や、市町村森林整備計画における「公益的機能別施業森林」および「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域の区分を参考にしながら、循環林と環境林に区分します。

天然林については、集落から離れた奥地林と、集落近くの里山林に区分します。

現状	ゾーニング	条件など	四象限図	公益的機能別施業森林等（例示）
人工林	環境林	災害リスクが高い、採算性が低いなど条件不利地	象限四、三	山地災害防止機能
	循環林（市場重視型）	傾斜が緩いなど災害リスクが低い、地位が高い、作業道などのインフラが整備されているなど	象限二	公益的機能別森林なし かつ 木材生産機能
	循環林（環境保全型）	災害のリスクはあるものの収益性が高い、または災害リスクは低く、インフラを整えば将来的に効率的な木材生産が期待できるなど	象限一、三	山地災害防止機能 かつ 木材生産機能
天然林	環境林	奥地林	—	—
	循環林	里山林	—	—

ゾーニングの考え方

※市町村森林整備計画におけるゾーニングについて

市町村森林整備計画では、以下に示す森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域（公益的機能別森林）を定めており、それぞれに施業方法を定めています。

- ・水源涵養機能
- ・山地災害防止機能／土壤保全機能
- ・快適環境形成機能
- ・保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能

また、同様に木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域も定めています。なお、これらの区域は、重複することを可能としています。

(イ) ゾーニングごとの目指す姿と施業内容

目指す姿に応じた森林整備等を行うことにより、多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。なお、目指す姿に向かうためには、ニホンジカ対策を着実に行うことが必要です。



現状	ゾーニング	目指す姿	施業内容
人工林	環境林	多面的機能の持続的発揮 ・針広混交林 ・自然の遷移に委ね低コストで維持・保全	・強度間伐など (・森林の状態によっては、自然の遷移に委ねる)
	循環林 (市場重視型)	積極的に林業生産活動が行われる 森林資源の循環利用が図られる 主な県産材の供給源	(短伐期施業・長伐期施業) マーケットのニーズに応じた生産、主伐・再造林の促進
	循環林 (環境保全型)	大径材生産等様々な需要に対応した生産林	(長伐期施業) 複層林施業・小面積皆伐など
天然林	環境林	多面的機能の持続的発揮 天然林として引き続き保護、保全	保安林指定など
	循環林	広葉樹材やシイタケ原木、特用林産物などの生産の場 森林空間利用など新たな資源活用の場	里山整備活動 森林サービス産業の展開

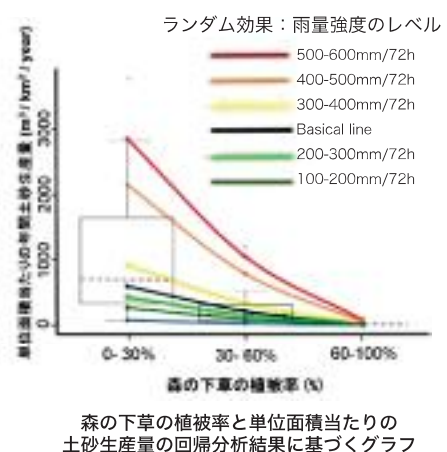
各区分の考え方

※森林整備による効果

森林整備（除間伐）を行うことで、森林内の光環境が改善され、下層植生（下草）が繁茂します。

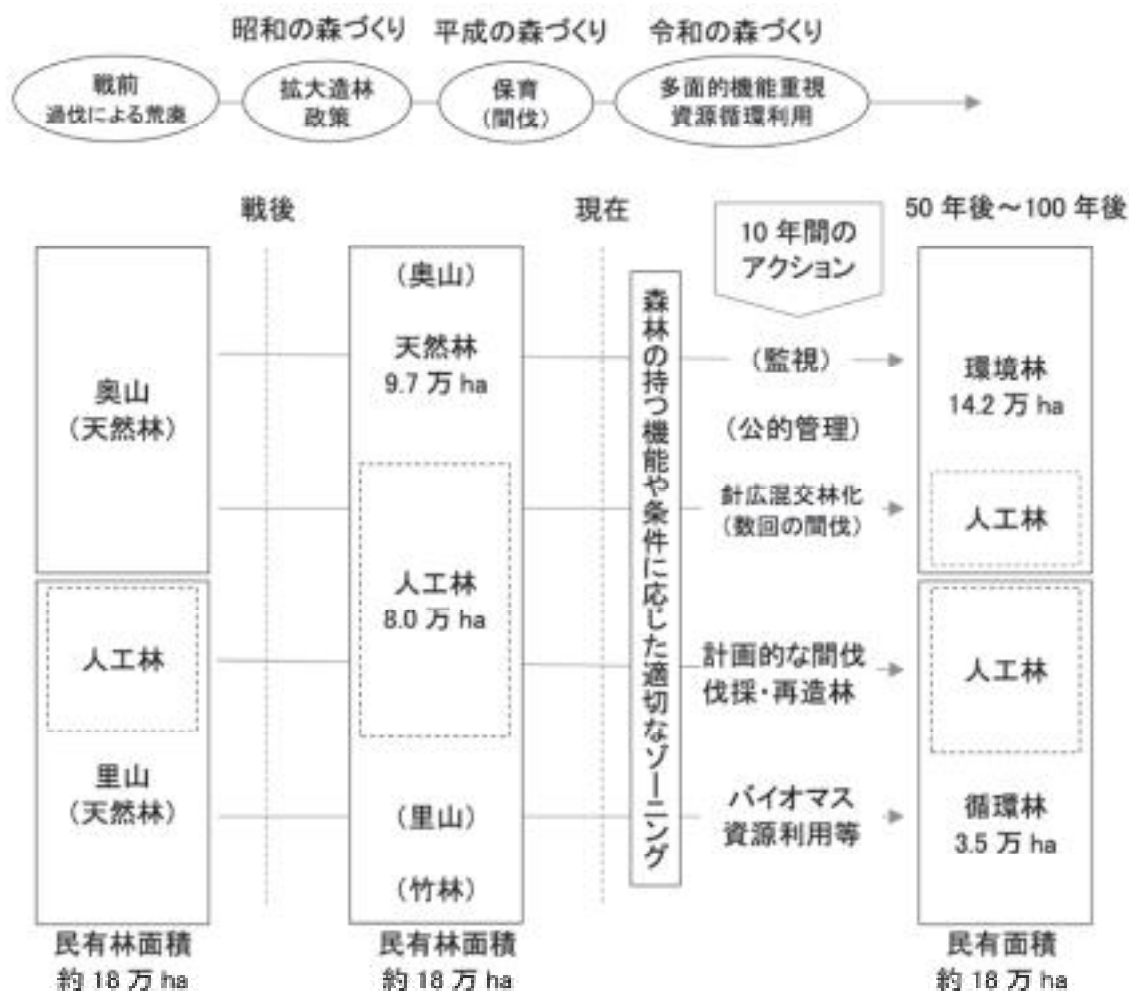
琵琶湖環境科学研究センターの研究⁹で、琵琶湖流域の森林における土砂流出を調査研究したところ、下草に60%以上覆われている森林では、30%未満しか覆われていない森林に比べて、単位面積あたりの年間土砂流出量が最大97%減少するというように、下草の繁茂によって森林からの土砂流出が低減することが定量的に示されました。

また、その減少効果は72時間の総雨量が400mmを超えるような豪雨でも有効である可能性が示されました。



⁹ The risk reduction effect of sediment production rate by understory coverage rate in granite area mountain forest. (Mizuno et al. 2021) (Scientific Reports 11: 14415.)

(ウ) 森林の誘導のイメージ



森林の誘導のイメージ

(I) 誘導の考え方に基づくゾーニングの事例

「適地適業」の考え方にに基づき、実際のゾーニングを進めていくためには、立地条件のほか、災害リスクや所有者の意向、林業専用道等の基盤整備状況や林業機械の技術革新などを踏まえた詳細な検討が必要です。

ここでは、「循環林」と「環境林」の考え方の目安として、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価¹⁰⁾」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「収益性と災害リスクを考慮した森林ゾーニングの手引き¹¹⁾」を用いてゾーニングを行う場合の事例を示します。

10 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島永裕ほか 2018.）〔水利科学62:32-49.〕

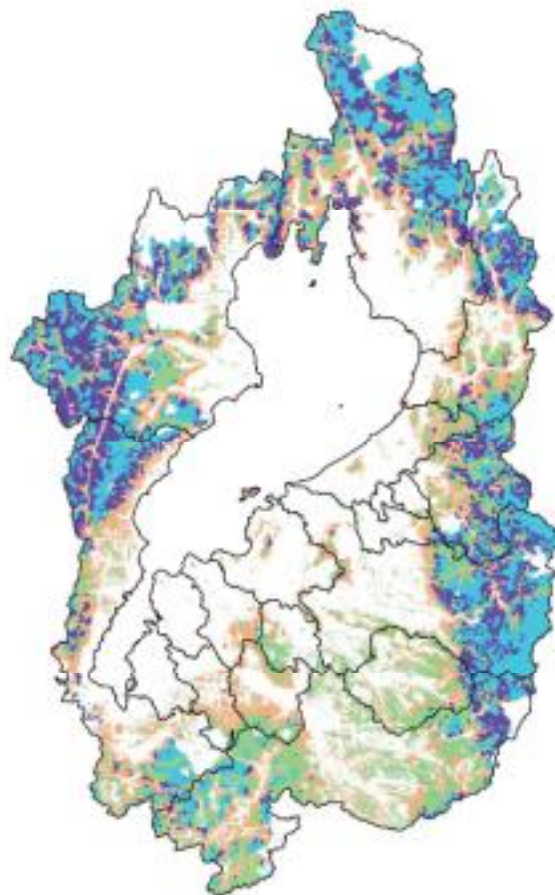
11 （令和5年（2023年）6月、林野庁）



なお、ここに示す数値や因子は、一つの目安であることに留意が必要です。また、航空レーザ計測による森林資源解析が全県で完了することから、今後は森林資源や地形の詳細な情報を活用したゾーニングが可能になります。

区分	評価の 高低	面積 (私有林)	因子の例
第一象限 (災害リスク注意) ■	収益：高 災害：高	約47千ha	収益性：地位 (肥沃度)、集材効率 (傾斜)、地利 (林道からの距離) を点数化 災害リスク：地形の複雑さ (曲率の標準偏差)、傾斜、保全対象の有無 (土砂災害警戒区域等) を点数化
第二象限 (林業適地) ■	収益：高 災害：低	約48千ha	
第三象限 (要収益性向上) ■	収益：低 災害：低	約47千ha	
第四象限 (災害に強い森林管理) ■	収益：低 災害：高	約41千ha	
合計		約183千ha	

ゾーニングの因子例



「因子例」に基づくゾーニング

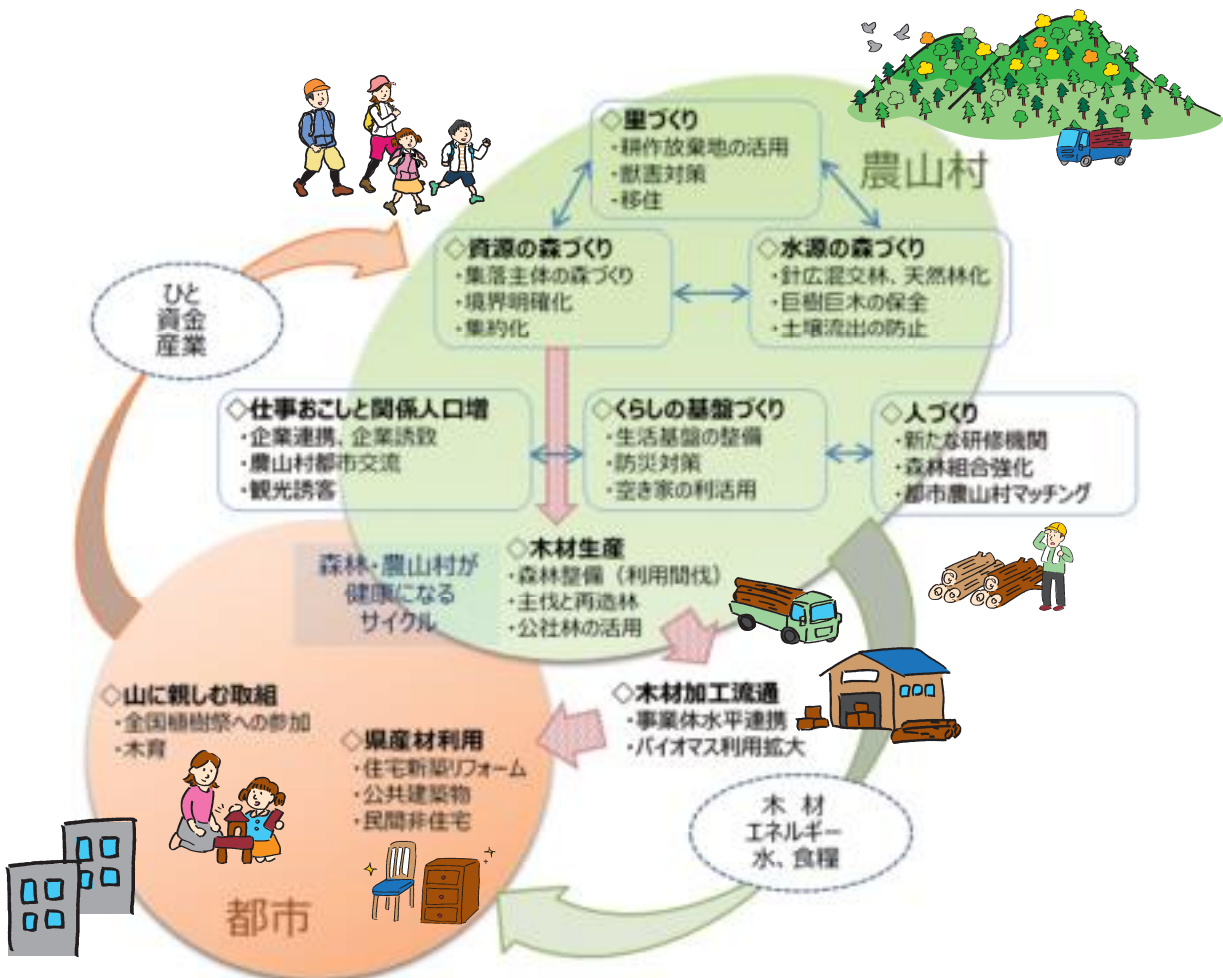
(2) 方針2 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進します。

・目指す地域の姿

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要です。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指します。



「やまの健康」¹²の推進イメージ

12 「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。



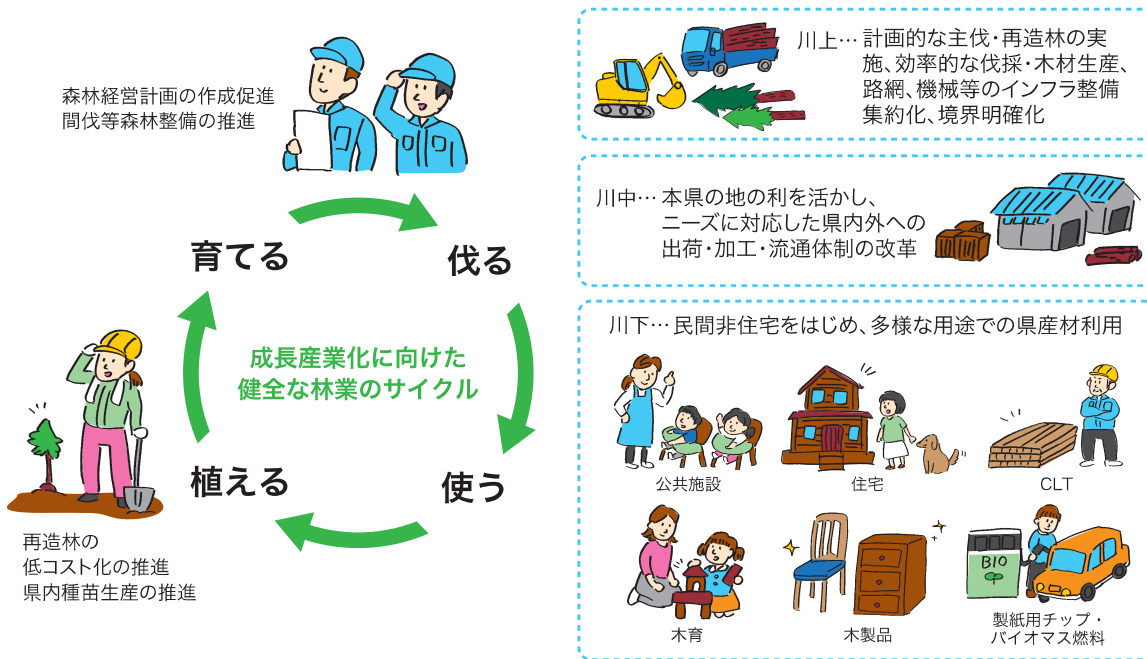
(3) 方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指すため、搬出間伐に加えて主伐・再造林を計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を、10年後を見据えながら推進します。

・目指す林業・木材産業の姿

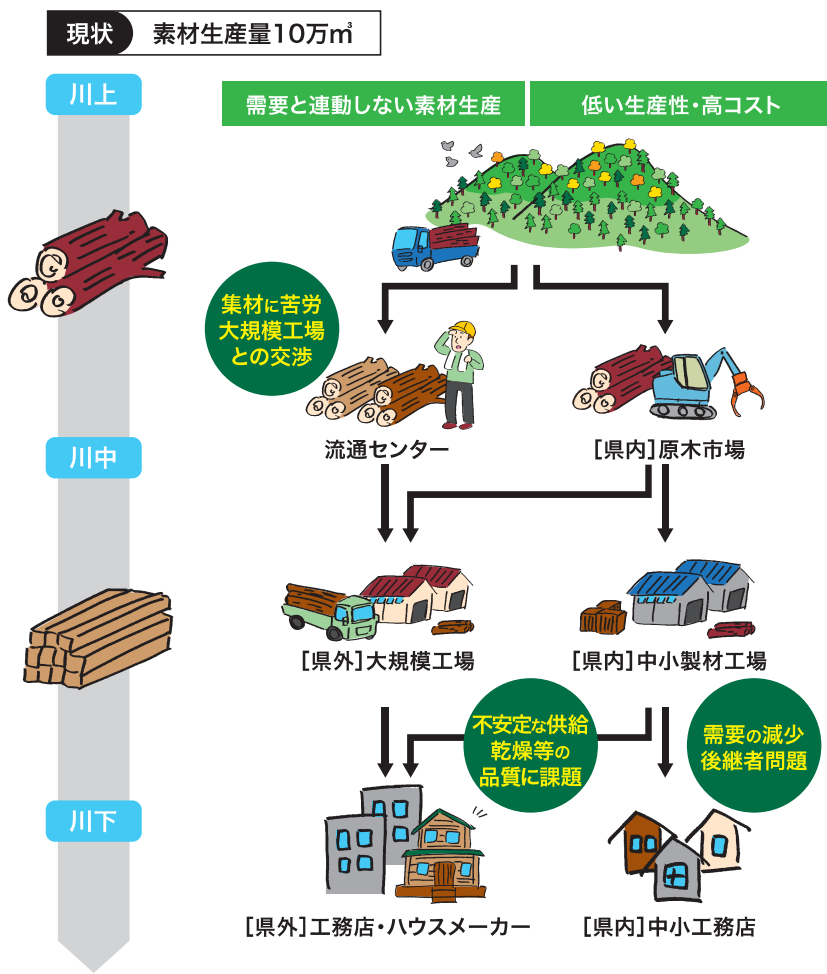
ICTを活用した森林資源の把握や川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給や輸出をはじめとする安定的な出荷先の確保、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、適切なサプライチェーンが構築され、森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指します。

サプライチェーンの構築 双方向の情報共有	川上	主伐・再造林の促進、林業専用道等の整備や機械化等の基盤整備、林業のICT化による持続的な林業活動の推進（県産材利用促進条例第11、16条関連）
	川中	本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工や流通体制の改革（県産材利用促進条例第12、17条関連）
	川下	住宅や公共施設、民間非住宅での利用促進、木質バイオマス等の様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進（県産材利用促進条例第13、14、15、19条関連）



林業・木材産業の現状

- ・ 需要と連動しない素材生産が行われており、木材の安定供給に不安がある。
- ・ 生産性が低いため、山主の収益が少ない。
- ・ 素材生産量が少ないため、大型製材工場との価格交渉力がない。
- ・ 川上と川中の情報共有が不足しているため、木材需要に応えることができない。
- ・ 県内の製材工場では、後継者問題が発生しつつある。

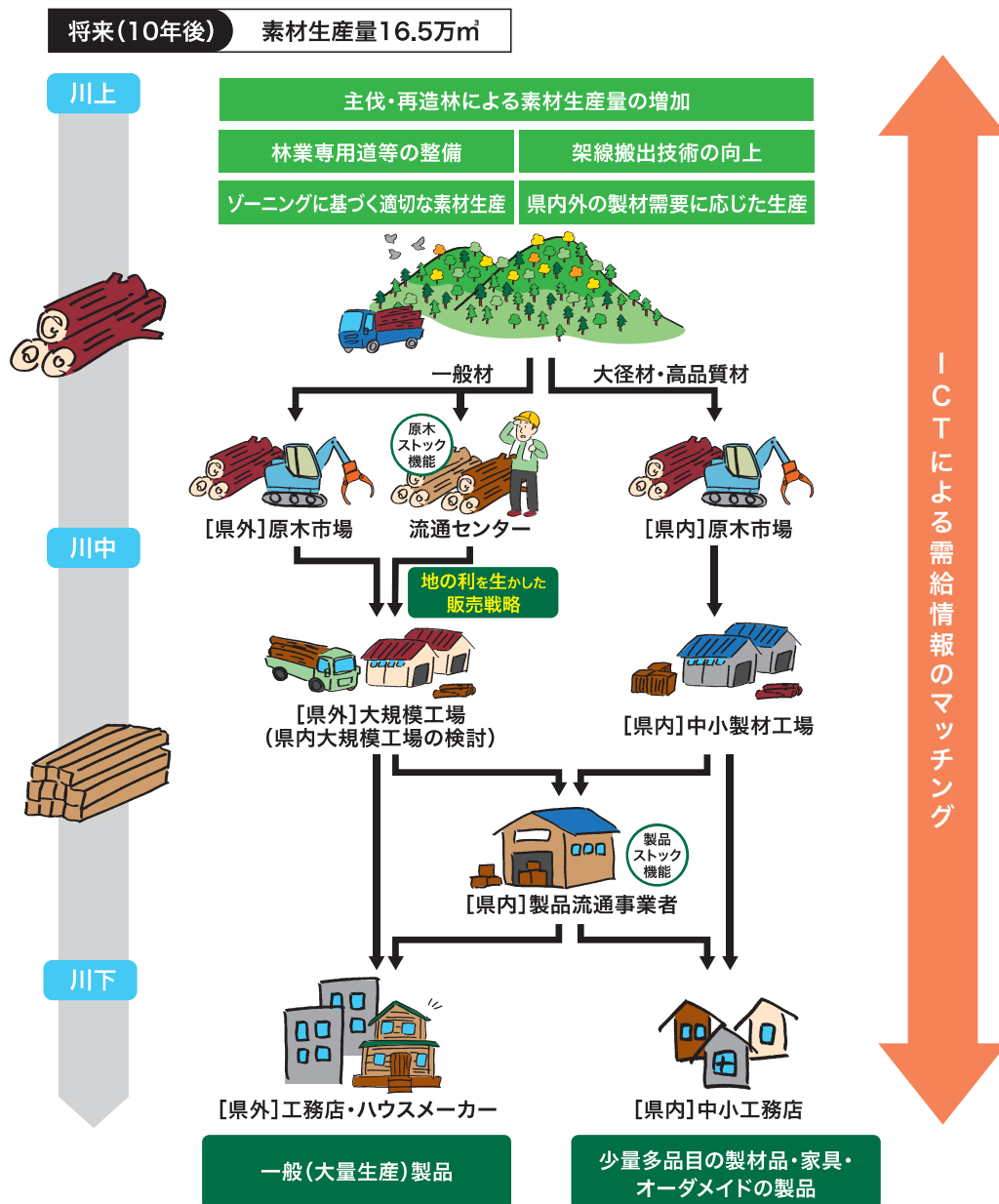


林業・木材産業の現状



林業・木材産業の将来 ～ 10年後（2030年度）～

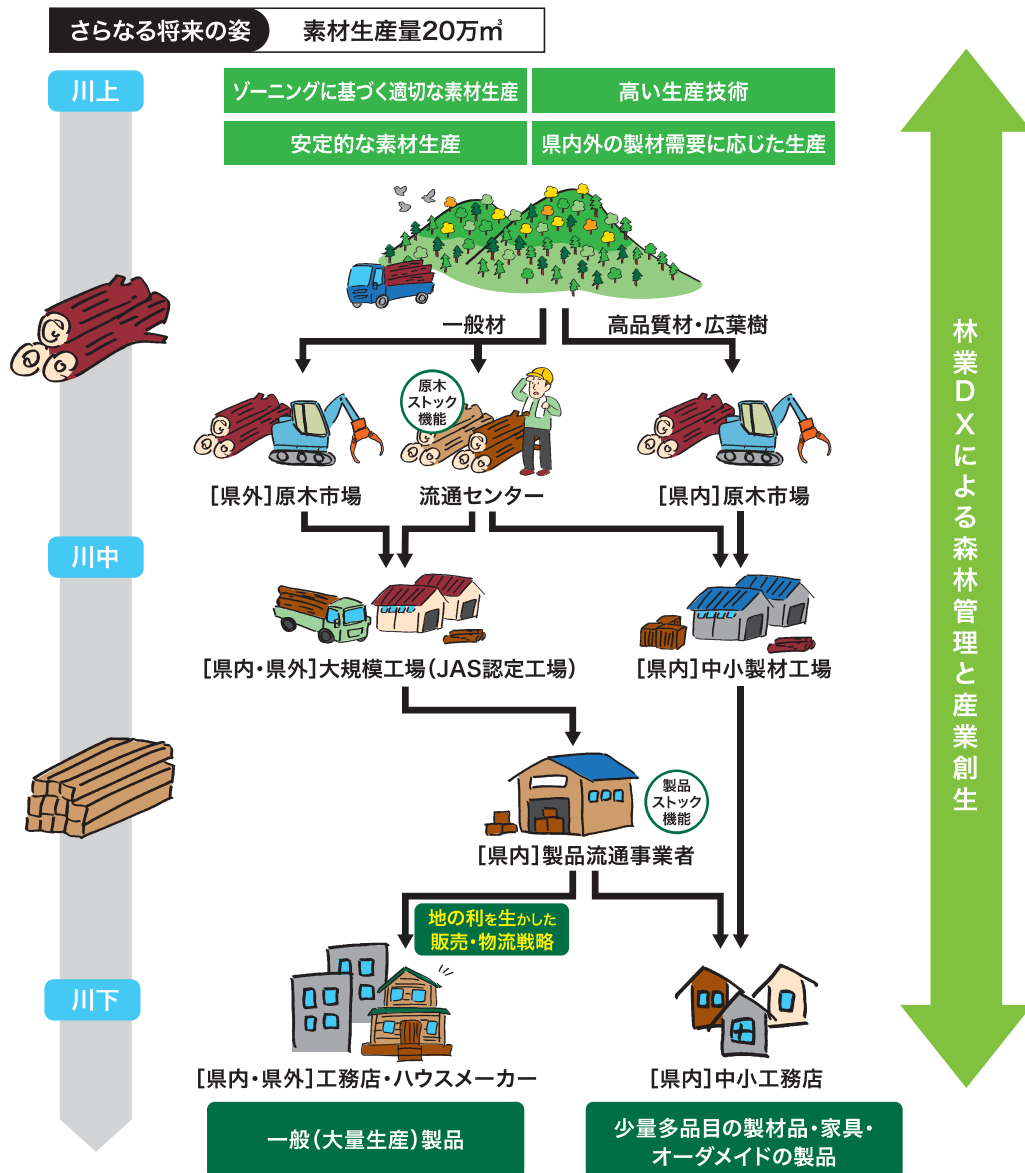
- ・主伐・再造林による素材生産量が増加し、素材生産量は16.5万m³となる。
- ・林業専用道等の基盤整備が進み、ゾーニングに基づく適切な素材生産が行われる。
- ・川上、川中、川下の双方向の情報共有が行われ、製材需要に応じた生産が行われる。
- ・県内製品流通事業者と中小製材工場が連携し、地の利を生かしたサプライチェーンが構築される。
- ・木材流通センターが核となり、県外大型工場向けに地の利と情報を活かした出荷が行われる。
- ・将来の県内大型工場の立地に向け、検討が始まる。
- ・中小製材所では、大径材や高品質材の製材が行われ、地元の工務店に向け多様な木製品が生産される。



林業・木材産業の将来イメージ(10年後)

林業・木材産業の将来 ～さらなる将来の姿～

- ・主伐・再造林が進み、バランスの取れた林齢構成を目指す。
- ・循環林から20万m³の素材が安定的に生産される。県内木材需要に応えるとともに、県外にも製品が出荷される。
- ・県内に大型の製材工場が立地され、県内外の工務店やハウスメーカーに対し、地の利を生かした出荷が行われる。
- ・中小製材工場の連携が進み、適正な在庫管理によりニーズに応じた製品の供給が行われる。



※川上・川中・川下の連携強化により流通の効率化やマーケットインの視点に立った需要に応じた製品の安定供給を進めます。



(4) 方針4 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林・林業・木材産業や農山村の活性化に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

・目指す人づくりの姿

【森林・林業・木材産業の担い手の確保・育成】

「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行います。(県産材利用促進条例第18条関連)

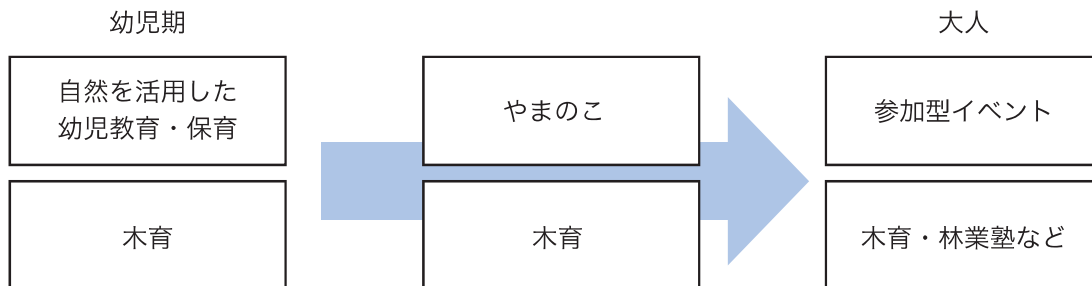
また、県産材の利用を促進するために、他機関と協力し、木造建築に関わる設計士や施工に携わる者、製材所等の人材育成を行います。(県産材利用促進条例第18条2関連)

【森林環境学習】

自然の中での体験を重視した自然保育や「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深めます。

【木育】

木育拠点を整備することで、あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。(県産材利用促進条例第19条関連)



※ しが木育の推進

滋賀の木育、「しが木育」とは、子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組です。

本県では、『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、木育を通じて木の持つ癒しやぬくもりを感じ健康で快適に暮らすとともに、「やま」や森林に関心や慈しみを持つことにより「やまの健康」・「健康しが」が実現され、滋賀の木づかいの文化や森川里湖のつながりが次の世代に引き継がれている姿を目指します。



4 SDGs (持続可能な開発目標) およびMLGsの達成に向けた取組

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、森林・林業・木材産業に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsおよびMLGsの達成を目指しています。本計画を推進することで、以下のとおり、SDGsおよびMLGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsおよびMLGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連分野
4 全ての人が包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	森林環境学習
	4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	森林・林業人材育成
6 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	森林整備 森林生態系保全
7 全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	木質バイオマス利用
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	森林・林業人材育成 林業生産活動振興



<p>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> 	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>	<p>林業生産活動振興</p>
<p>11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> 	<p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p>	<p>治山事業</p>
<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> 	<p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>	<p>農山村活性化 県産材利用</p>
<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> 	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p>	<p>農山村活性化 県産材利用</p>
<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> 	<p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>	<p>県民協働による森林づくり</p>
<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> 	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<p>森林吸収源対策</p>
<p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> 	<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p>	<p>森林整備 森林生態系保全</p>
<p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> 	<p>15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p>	<p>森林整備 森林生態系保全</p>
<p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> 	<p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。</p>	<p>森林整備 森林生態系保全</p>
<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> 	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<p>森林施策全般 県民協働による森林づくり</p>

SDGs × MLGs

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1								●	●	●			●
2		●											
3									●	●	●	●	●
4			●			●				●	●	●	●
5												●	●
6	●	●		●	●	●						●	●
7							●						
8		●	●		●	●	●	●	●			●	●
9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
10									●	●		●	
11	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	●	●		●		●			●			●	●
13	●	●	●		●		●		●				
14	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
15	●	●	●		●	●	●		●	●			●
16												●	●
17				●		●			●	●	●		●

「マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダ」より引用

第5章 施策の体系



基本方針

方針

基本施策 (計画期間の10年間でを行う施策)

重点プロジェクト

琵琶湖の水源地の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

やまの資源をフル活用した収益の最大化

方針1
多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

方針2
多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

方針3
森林資源の循環利用による林業の成長産業化

方針4
豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

施策1

- ①適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
 - ・多面的機能を重視した森林づくり
 - ・持続可能な森林づくり
 - ・市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進
 - ・地球温暖化防止に貢献する森林づくり
- ②災害に強い森林づくりの推進
 - ・県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり
 - ・琵琶湖の水源地の適切な保全・管理
- ③生物多様性の保全
 - ・生物多様性が保全された豊かな森林づくり

施策2

- ①多様な主体による森林づくりの推進
 - ・多様な主体による森林づくり
 - ・県民の主体的な参画の促進
- ②森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進
 - ・森林や地域資源を活用した農山村の活性化
 - ・地域を担う人づくりの推進
 - ・森林文化の振興

施策3

- ①活力ある林業生産の推進
 - ・林地境界の明確化や集約化の推進
 - ・路網整備や機械化による生産性の向上
- ②県産材の加工・流通体制の整備
 - ・県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築
 - ・ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備
 - ・県産材の加工、流通を担う人材の育成
- ③あらゆる用途への県産材の活用
 - ・県産材の魅力の発信、しが木育の推進
 - ・公共施設における県産材の活用
 - ・民間施設における県産材の活用
 - ・県産材の新規需要開拓の推進
 - ・木質バイオマスの有効利用
- ④人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化
 - ・精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握とクラウド化
 - ・ICT等を活用した県産材のサプライチェーンの構築

施策4

- ①林業の担い手の確保・育成
 - ・若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保
 - ・森林・林業に関わる総合的な人材の育成
 - ・森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上
- ②次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成
 - ・森林を通じた学びの提供
 - ・森林所有者の理解、意欲の高揚

後期5か年で重点的に実施する施策

- 1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト
- 2 災害に強い森林づくりプロジェクト
- 3 「やまの健康」推進プロジェクト
- 4 建築物木造化プロジェクト
- 5 木育活動促進プロジェクト
- 6 林業人材育成プロジェクト

第6章 基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策を以下のとおり定めます。

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、ゾーニングに応じた林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さない人工林では強度間伐を行い下層植生の繁茂を促すなど、適切な状態への誘導を図ります。また、身近な里山や、奥山の天然林についても、適切な保全を図ります。

森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物に対して被害防除や生息環境管理を行うなどの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生や流域治水における雨水貯留浸透機能など、多面的機能の持続的発揮に貢献します。また、世界農業遺産の構成要素としての水源林の保全や、琵琶湖保全再生法に規定する森林の整備・保全にも貢献します。

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

ア 多面的機能を重視した森林づくり

- ①効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します。
- ②航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界の明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます。
- ③森林クラウドの運用や人工衛星による監視の仕組みの導入などにより、森林資源情報や施業履歴等の効率的な収集と確実なデータ更新を進めます。
- ④森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進します。
- ⑤針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導を促進します。
- ⑥針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を継続的に実施し、科学的知見に基づいた森林づくりを行います。
- ⑦公的に管理された森林が、多面的機能を高度に発揮するよう、県営（有）林について適切な森林整備に努めるとともに、造林公社営林地、市町有林、財産区有林および一部事務組合有林等について適切な森林整備が行われるよう支援します。
- ⑧造林公社営林地については、分収造林事業が収束した場合でも、残された森林が多面的機能を高度に発揮することは重要であることから、適切に森林整備を行う体制について検討を行います。

※「滋賀県分収造林事業あり方検討会」としての議論のとりまとめについて

令和6年(2024年)9月から、「滋賀県分収造林事業あり方検討会」を設置し、造林公社のあり方を議論・検討いただき、令和7年(2025年)10月にその結果がとりまとめられました。

4つの論点について、①分収造林事業については中長期的に収束を図っていただきたい、②公社林整備のあり方については、採算林は民間事業者と連携して林業経営を進めることが望まれる。また不採算林は公社林に対する県の責任を明確化した上で、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めつつ、森林整備方針を策定し、県が主体となる前提で、実現可能な範囲内で市町との連携を図る必要がある、③債務整理については債権者が債権の全額を放棄せざるを得ないのはいか、④公社組織については解散することが望まれる、と取りまとめられました。



イ 持続可能な森林づくり 県産材利用促進条例第11条関連

- ①主伐・再造林に対する森林所有者の機運を醸成することにより主伐・再造林を促進し、県産苗木による人工林の適切な更新を図るとともに、花粉発生源対策に貢献します。
- ②花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」¹³の構築に向けて、伐採・造林一貫作業等の再造林の低コスト化への取組の支援や、ドローンによる苗木等資材の運搬やICTハーベスタ¹⁴等の活用による効率化・省力化を支援します。
- ③再造林に対応したエリートツリー¹⁵等の種苗の生産体制の強化を図ります。
- ④少花粉スギ・ヒノキやマツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進します。
- ⑤関係団体による再造林支援体制の構築を支援します。
- ⑥再造林地において、効果的なニホンジカの被害防除対策の実施と併せ、ニホンジカの捕獲の推進を図り、人工林の確実な更新を図ります。

ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進 県産材利用促進条例第11条関連

- ①森林経営管理法に基づく施策の推進のため、県と市町が連携して、境界の明確化、森林の経営管理の集積と林業経営者への委託を推進するとともに、未整備森林の解消に向け、公的管理を進める新たな枠組みを検討・推進します。
- ②「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、森林所有者への意向調査や境界明確化の助言を行うとともに実効性のある仕組みの構築を推進します。

エ 地球温暖化防止に貢献する森林づくり 県産材利用促進条例第11条、第13条第1項、第15条関連

- ①計画的な除間伐や間伐材等の適切な仕分けによる多目的利用を実施することにより、森林吸収源対策を促進します。
- ②生長旺盛な森林づくりにより二酸化炭素の吸収・固定を促し、森林吸収源としてGX推進戦略や“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントに貢献する観点から、伐採・生産された県産材の利用に取り組み、再造林等により森林の若返りを図ります。
- ③間伐材や林地残材等を活用し、再生可能エネルギーの一つである木材チップ等の木質バイオマス燃料の生産・利用を促進します。
- ④排出量取引の義務化も見据え、計画的な除間伐に基づいた森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出や、環境意識の高い企業等とクレジットの取引を行うカーボン・オフセットの取組を支援し、さらなる森林整備や森林吸収源対策を促進します。

¹³ 省力化・ICT化等により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を目指す林業のこと。

¹⁴ ハーベスタは、立木の伐倒し、枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続して行う機能を備えた林業機械である。ICTハーベスタとは、従来の機能に加え、木材の材積を自動計測するなど素材生産のデータ管理機能を持つものや、幹1本が最大の価格となるように自動的に採材する機能等を持つハーベスタのこと。

¹⁵ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。

※森林における二酸化炭素吸収量

本県の森林に係る二酸化炭素吸収量については、国において収集した森林簿データ、成長モデル、施業履歴等をもとに算定した森林吸収量を本県の森林面積等で按分しています。

本県における令和5年度(2023年度)の吸収量は41.9万t-CO₂でした。

また、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」において、本県の森林簿データ、目標再造林面積等をもとに、令和12年度(2030年度)の吸収量の目標値を28万t-CO₂、令和22年度(2040年度)の目標値を20万t-CO₂と定めています。

なお、森林の二酸化炭素吸収量算定の根拠となる林分収穫予想表について、現行のものはまだ高齢林の少ない時期に作成されたものであり、80年生を越える高齢林に対する成長予測が十分ではないことから、本県においても林分収穫予想表の見直しが課題となっています。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

- ①山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進します。
- ②山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努めます。
- ③航空レーザ解析結果やドローンの活用等により、森林の地形や樹木の生育状況、土壌の浸食箇所などを詳細に可視化・分析し、効果的な防災・減災対策を進めます。
- ④道路等のライフライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図り、減災に資する森林整備を推進します。
- ⑤林野火災・風倒木等の森林被害の未然防止に努めるとともに、二次被害防止に向けた再植林等の復旧の取組を推進します。
- ⑥近年の気候変動を踏まえた災害に強い森林づくりに向け、効果的な森林整備手法について調査、検討を行います。
- ⑦流域の広域的な課題に対し、部局連携を図りつつ、治山事業を始めとする土砂発生源対策の取組を推進します。

イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

- ①森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進します。
- ②「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資することとします。
- ③人工衛星等による森林監視の仕組みを導入することで、森林の変化を適時的確に把握します。



(3) 生物多様性の保全

ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

- ①植栽によらず、自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な森林生態系の保全を図ります。
- ②多様な主体による捕獲や担い手の育成、他府県との連携による効果的な捕獲等によりニホンジカの生息密度の低減を図ります。
- ③被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進します。
- ④奥山の天然林に代表される巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や、里山における農山村文化の継承・発展などの取組を支援します。
- ⑤ナラ枯れや野生動物による森林被害等、森林病虫獣害の防除を推進します。
- ⑥企業と連携した生物多様性保全の取組を支援します。

【基本指標】

1-1 適切なゾーニングによる森林の多面的機能の高度発揮

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%
合成公園作成面積	11,259ha	42,000ha

1-2 生物多様性の保全

指標	平成29年度 (2017年度) (前回計測時)	令和12年度 (2030年度)
下層植生衰退度3以上の森林の割合	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」および「衰退度0」から「衰退度4」までの6段階に区分している被害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。(平成24年度に調査を行い180か所中36か所が「衰退度3以上」)(この指標については、5年後を目途に調査を行う。)

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

ア 多様な主体による森林づくり 県産材利用促進条例第16条関連

- ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援します。
- ② 森林づくりに関心のある企業が、森林整備をはじめ森林空間や木材の利活用、カーボン・オフセット、生物多様性保全など、それぞれのニーズに応じた形で森林と関われるよう、「琵琶湖企業の森コンソーシアム」の運営などを通じて支援します。
- ③ 森林組合や地域、NPOなど多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援します。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ① 本県の森林の多面的機能の恩恵について、近江富士花緑公園¹⁶をはじめとした森林公園を活用するなど、様々な媒体を通じた情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進します。
- ② 10月1日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくり活動を促進します。
- ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりや、森林体験施設における下流の住民や企業を対象とした「やまのこ」プログラムの提供を推進します。
- ④ 第72回全国植樹祭のレガシーとして、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進めます。
- ⑤ 緑の少年団¹⁷をはじめとした緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図ります。
- ⑥ 企業からの支援、木育拠点整備を契機として、近江富士花緑公園をはじめとした森林公園の魅力を高め、より多くの県民に森林や木のぬくもりに触れていただけるようにします。

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化 県産材利用促進条例第16条関連

- ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした商品やサービスの提供や都市部との交流などに取り組むことによって、移住・定住を促進するなど、農山村の活性化を推進します。

¹⁶ 野洲市三上にある県立森林公園。

¹⁷ 次代を担う子供たちが緑を育てる活動を通じ、心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。滋賀県では63団が結成されている。



②特用林産物や森林空間の活用を行う森林サービス産業¹⁸など、農山村地域から生み出される資源に着目した、新たな商品の開発等を促進します。

イ 地域を担う人づくりの推進 県産材利用促進条例第16条関連

- ①農山村の資源を活かした新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援します。
- ②森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図ります。

ウ 森林文化の振興 県産材利用促進条例第19条関連

- ①林業遺産に認定された「木地師」などの森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域の活性化に努めます。
- ②県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努めます。

【基本指標】

2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
森林づくりに関する講座等への参加者数※(累計)	66人	1,400人

※ 森林づくりに関する講座等とは、森林や森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等が実施する講座や研修会等のこと。現状値は過去3年間(平成29年度～令和元年度)の平均。

2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

指標	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数(累計)	11企業等	30企業等

¹⁸ 山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進 県産材利用促進条例第11条関連

ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- ①効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します（再掲）。
- ②航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界の明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます（再掲）。

イ 路網整備や機械化による生産性の向上 県産材利用促進条例第11条、第16条関連

- ①素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、低コスト施業を推進します。
- ②周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用道、森林作業道等の路網の整備に努め、トレーラーが進入可能な土場の整備や、地域の実情や林地条件に応じた規模の作業システムに基づく効率的な素材生産を推進することにより、森林所有者や林業従事者の所得向上に努めます。
- ③花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」の構築に向けて、ドローンによる苗木等資材の運搬やICTハーベスタ等の活用による効率化・省力化を支援します。（再掲）
- ④航空レーザ計測等による精度の高い地形情報を活用した路網作成支援ソフトの導入による業務の効率化を支援します。
- ⑤県産材の安定供給を図るため、主伐・再造林の計画的な実施を推進します。
- ⑥森林組合合併によるスケールメリットを活かした施業の効率化や林業機械の稼働率の向上を支援します。
- ⑦車両系と簡易架線系システムを組み合わせた素材生産の低コスト化を推進します。

(2) 県産材の加工・流通体制の整備 県産材利用促進条例第12条第1項関連

ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- ①木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備します。
- ②ICTの活用による流通の効率化や、木材流通センターの機能強化を図ります。
- ③広葉樹材についても需要者のニーズに応じた供給ができる仕組みを検討します。

イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備 県産材利用促進条例第12条第1項、第14条関連

- ①びわ湖材産地証明制度に関する取組を支援し、森林関係法令に基づき合法的に生産された県産材が消費者の目に触れる機会を増やします。
- ②県内外の製材工場の連携や県内製材工場の協業化により、地域のニーズに応じた県産材製品の供給が



行われるよう支援します。

- ③県内の製材工場が品質や規格が明らかなJAS製品を供給できるよう、JAS等の認定の取得を支援します。
- ④CLTなど県内で加工ができない製品について、県外工場との連携を図ることにより納期の短縮やコスト低減に取り組み、利用を促進します。
- ⑤中小製材工場に対し、事業の継続に必要な支援を行います。
- ⑥木材需要側（製材工場等）と供給側をICTで繋ぎ、木材生産・流通の合理化を促進するとともに、ICTの活用による生産性および品質の向上を支援します。
- ⑦本県の特性を踏まえた大型製材工場の設置に向け、検討を行います。

ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成 県産材利用促進条例第18条第1項関連

- ①森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよう支援します。
- ②木材加工・流通分野の人材育成を支援します。
- ③木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援します。

(3) あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信、木育の推進 県産材利用促進条例第14条、第19条関連

- ①県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信することにより、消費者による県産材の選択的な消費につなげます。
- ②品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介し、消費者の木材利用への関心を高めます。
- ③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に「しが木育」を推進します。
- ④「しが木育」推進のため整備した木育拠点施設を活用し、更なる情報発信と普及啓発に努めます。
- ⑤観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進します。
- ⑥木育指導者認定制度や木造建築にかかる表彰制度を設けるなど、木材を利用する文化や伝承する活動を支援します。

イ 公共施設における県産材の活用 県産材利用促進条例第13条第1項、第2項関連

- ①「建築物における滋賀県産木材の利用方針¹⁹」に則り、県自らが公共建築物の木造化・木質化等の県産材の活用に努め、庁内の連携体制をより一層強化しながら、新たに整備・改修する県施設は全て木質化します。

¹⁹ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年10月1日法律第77号）第11条の規定に基づく滋賀県の方針。

- ②市町への助言等の支援を行い、県と市町が連携することにより、市町公共施設における県産材の利用を促進します。

ウ 民間施設における県産材の活用 県産材利用促進条例第12条第1項、第14条、第18条第2項関連

- ①住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進します。
- ②波及効果の高い商業施設や倉庫などの非住宅建築物において、一般流通材やCLT、2×4スタッド等の構造材、内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう助言や普及啓発等に取り組みます。
- ③建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等との協定の締結を推進します。
- ④改正クリーンウッド法²⁰に対応するために、デジタル技術を活用した合法木材のトレーサビリティシステムの構築を推進します。
- ⑤中大規模建築物の木造化のため建築士等の人材の育成や、木造化促進アドバイザーによる助言等の支援に取り組みます。
- ⑥建築士等が主体となった県産材利用促進団体の設立やその団体による民間施設の木造化促進等の活動を支援します。

エ 県産材の新規需要開拓の推進 県産材利用促進条例第14条、第17条関連

- ①交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、県産材製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、PRなど販路拡大の取組を促進します。
- ②森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進するとともに、技術の普及や施策への反映を図ります。

オ 木質バイオマスの有効利用 県産材利用促進条例第15条関連

- ①未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、脱炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ②木質バイオマス利用に関する新たな用途の開拓や企業と連携した技術の調査研究および開発を支援します。

(4) 人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

ICT化・AI活用等により、精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報の合理化等を行い、スマート林業の構築に努めます。

²⁰ クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）の改正法が令和7年(2025年)4月1日に施行され、木材関連事業者に対し木材の合法性確認が義務化された。



ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握と利便性の向上 県産材利用促進条例第11条 関連

- ①航空レーザ計測等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組合等の林業事業者との情報の共有や林業活動に活用するための環境整備を支援し、スマート林業を推進します。
- ②森林クラウドを構築し、効率的な林業経営の基盤整備の推進を行います。
- ③森林資源解析データをオープンデータ化し、研究機関や産業界と連携し、AI活用等も含め効果的なデジタルデータの活用を検討します。

イ ICT等を活用した県産材のサプライチェーンの構築 県産材利用促進条例第12条第1項 関連

- ①素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援します。
- ②木材需要側（製材工場等）と供給側をICTでつなぎ、木材生産・流通の合理化を促進します。（再掲）

【基本指標】

3-1 活力ある林業生産の推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
県産材の素材生産量	100,800m ³	165,000m ³
指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
林業従事者の平均給与	3,400千円	4,600千円

※R12目標は、令和5年分民間給与実態統計調査における給与所得者の平均給与の額。

3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
びわ湖材製品出荷量 [※] （原木換算）	64,750m ³	115,000m ³

※びわ湖材製品（製材品、合板等）の出荷量。

3-3 あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226人	200,000人

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率*	80%	100%

※県が新たに建築もしくは改修する際に、内装および外装にびわ湖材を使用した公共建築物を対象とする。法令上、木材利用ができない建築物や小規模な改修は除く。

3-4 人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
林業産出額	10.8億円	13.8億円





4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

(1) 林業の担い手の確保・育成

ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保 県産材利用促進条例第18条第1項、第2項 関連

- ①林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングや積極的な情報発信などにより、新規就業の促進（特に若者、女性、シニア、外国人）を図ります。
- ②緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進します。

イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成 県産材利用促進条例第18条第1項、第2項関連

- ①「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組み、特に造林・下刈りなど人材が不足する作業種に対応した育成を図ります。
- ②「滋賀もりづくりアカデミー」において、集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プランナーや木材の有利販売を担う森林経営プランナーの能力向上に取り組みます。
- ③森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進します。
- ④県職員が、日進月歩のICT活用等の知識を常にアップデートし、現場で活用できるよう、研修の実施などに取り組みます。
- ⑤オーストリア等先進地の林業を学び、交流を深めることで、本県の実情に合うものを取り入れ、本県林業の向上を目指します。

ウ 森林組合および林業事業者の育成と経営力の向上 県産材利用促進条例第18条第1項関連

- ①森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、広域合併を契機として、経営改善による運営基盤を確立させることとします。また組織体制の充実と人材の育成を図ります。
- ②森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図ります。
- ③成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、架線技術者や素材生産の担い手となる技術者を育成します。
- ④ICTを活用できる現場技術者の育成を支援します。
- ⑤林業従事者のやりがいや満足度の向上に向けた取組を支援します。
- ⑥森林・林業に関する専門的な知識や技術を有する林業普及指導員ならびに森林総合監理士が、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町や森林組合等への技術的支援を的確に実施します。
- ⑦機械化やICT化による労働強度の軽減も含め、女性をはじめとする多様な人材が働きやすい職場環境

に向けて取組を進めます。また、森林組合理事など経営層への更なる女性参画について指導助言します。

⑧林業事業体の労働安全衛生等雇用環境について改善指導することなどを通じて、働き続けたいと思える職場づくりを支援します。

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

ア 森林を通じた学びの提供 県産材利用促進条例第19条関連

- ①森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな世代の県民を対象に、森林環境学習を進めます。
- ②幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体や「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成します。
- ③滋賀もりづくりアカデミー等で培ったノウハウを活かし、グリーン・リスキリング²¹に取り組む企業等を支援します。
- ④木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に木育を推進します（再掲）。
- ⑤観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進します。（再掲）
- ⑥企業研修への活用等、幅広い世代へ「やまのこ」プログラムの提供を推進します。
- ⑦令和7年（2025年）4月に開設された伊香高校「森の探究科」との連携や、出前授業などによる高校生への森林環境学習の実施を推進します。

イ 森林所有者の理解、意欲の高揚 県産材利用促進条例第19条関連

- ①森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進します。
- ②雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業に関心を持つ県民を増やすとともに、新たに林業への参入や農山村における起業などに意欲ある人々の、多様な働き方への支援に努めます。

【基本指標】

4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	66名

²¹ 化石燃料に依存した経済から、環境にやさしい脱炭素社会への移行を促進するために必要となるグリーン・スキルを身につけること。例えば、環境分野でのリスキリングに、森林をフィールドとして活用することや、講師を派遣することなどを想定しています。



指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
林業従事者数	243人	250人
指標	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
森林経営プランナー数(累計)	1人	7人

4-2 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む 団体数※	5団体	50団体

※ 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体）



第7章 重点プロジェクト

滋賀県基本構想実施計画（第2期）（令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））を踏まえ、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の後期5年間（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとします。

【重点プロジェクトの目指す方向】

- ・森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林を造ることとて、二酸化炭素吸収源としての役割を果たします。
- ・災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進めます。
- ・森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

（1）プロジェクトのねらい

- ・立地条件の把握等に基づく生産適地の判断
- ・原木の安定供給や、伐採跡地への植栽等による確実な森林の更新
- ・少花粉スギ・ヒノキや広葉樹等の植栽による花粉発生源対策
- ・伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、「新しい林業」に資するコストを抑えた再造林技術の普及
- ・若く生長旺盛な森林を育てていくことによる、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- ・県内産種苗の安定供給、種苗生産事業者の振興
- ・本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- ・林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

（2）具体的な取組

- ① ICT等を活用した資源情報の把握等により生産適地を選択します。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進します。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行います。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業者の育成を推進します。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知します。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進します。
- ⑦ 少花粉スギ等花粉症対策種苗の生産技術に関する研究開発を促進します。

【目標値1】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
年間再造林面積（単年度）	31ha	100ha



【目標値2】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・土石流等のリスクの高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全
- ・県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などの減少

(2) 具体的な取組

- ①人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林整備や治山対策を推進します。
- ②伊吹山等、深刻な土砂流出が見られた森林について、県、市町等が適切な役割分担を行い、早期復旧に向けた取組を進めます。
- ③土砂流出との関連が指摘されているニホンジカによる植生被害について、捕獲による個体群管理に取り組むとともに、衰退度を調査しモニタリングを行います。
- ④道路等のライフライン沿いの森林について、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）と連携し、優先的に対策を行う箇所における、モデル的な事業からスタートし、減災に資する森林整備等に取り組めます。今後、関係機関による連携のもと、全県的な取組となるよう取組を進めます。
- ⑤奥地等の条件不利地における被害森林について、県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、復旧に向けた取組を進めます。
- ⑥林野火災を予防するため、入山者に対する火の取扱いについて注意喚起を行います。
- ⑦災害に強い森林づくりのため、研究機関等と連携し、現地調査等を行い、現地条件に合わせた効果的な整備方法の確立に向けた取組を進めます。

【目標値】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	77.3%	90%

3 「やまの健康」推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・農山村における森林資源や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- ・農山村における関係人口・交流人口の増加による活性化と都市部の過密問題等の解決への寄与
- ・テレワークや二地域居住などのニーズに応じた働く場の提供
- ・森林サービス産業や企業等と連携した農山村の活性化

(2) 具体的な取組

- ①天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品健康や観光、教育などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援します。
- ②「FATHER FOREST LIFE ～やまで健康になる、やまを健康にする～県民アクションガイド」を活用し、やまの魅力向上を図り、県民をやまに誘う啓発活動を行います。
- ③世界農業遺産の認定や世界湖沼の日の制定を契機とした森林に関する普及啓発や、地域の魅力向上の取組を推進します。
- ④企業や団体が森林と関わる新たな仕組みづくりを行うなど、企業ニーズと農山村の地域資源のマッチングを推進します。

【目標値】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数(累計)	30団体	40団体

4 建築物木造化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・県や市町の公共施設の建築を担当する部局との連携促進
- ・県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- ・需要的に確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上
- ・非住宅木造建築に従事する設計士や工務店等との連携促進
- ・木のよさの見える化を図ること

(2) 具体的な取組

- ①公共施設の発注を行う県や市町の建築関連部局に対し、木材の調達や木造施設の設計等に関する情報



- 提供を行うなど、一層の連携を図ることにより、公共建築物の木造化および木質化を促進します。
- ②県内および近接する県外において加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、非住宅木造建築への県産材利用について、地域のニーズに応える体制の構築を支援します。
- ③非住宅木造建築の計画設計や建築工事に従事する設計士、工務店等に対し、木造建築や内装等の木質化に関わる研修や情報交換等を行います。
- ④令和7年(2025年)に本県で開催された第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機に、公共施設等への県産材利用を推進します。

【目標値】

建築物の木造化・木質化へのアドバイスの取組に関する指標

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った建築物数(累計)	27件	74件

※R元年度からの累計

5 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・県内全域での木育の推進
- ・県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ①市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
- ②PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
- ③木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
- ④県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります。
- ⑤木育拠点施設を核とし、拠点施設を活用した発信を行うとともに、拠点施設以外で行われるイベント等の取組についても推進します。

【目標値】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数(単年度)	8回	20回

※しがモックでは定例的にイベントを行うため、ここではカウントしない。

6 林業人材育成プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・安全かつ効率的な森林作業が実践できる人材の育成
- ・森林作業におけるICT等を活用した最新技術の導入
- ・林業生産活動における労働生産性、収益性の向上
- ・森林作業に携わる人材の定着率の向上
- ・農山村において、森林や地域資源を活かし暮らしを営む意欲のある人材の育成

(2) 具体的な施策

- ①「滋賀もりづくりアカデミー」において、林業就業者に対し、安全かつ専門性の高い技術の習得を促進します。
【習得を目指す技術の事例】
 - ・ICTを活用した情報の把握や安全に配慮した林業機械の操作技術
 - ・製材需要に的確に対応した木材の供給など、取引ニーズの把握手法
 - ・森林や地域資源を総合的に活用した、農山村での暮らしを営むノウハウ
- ②林業事業者への定期的な訪問等により、雇用環境の改善や労働安全衛生について指導助言します。
- ③伊香高校「森の探究科」などと連携し、高校生に対し森林・林業分野で働くことへの興味・関心を高めます。

【目標値1】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数(延べ人数、単年度)	125人	150人

【目標値2】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
労働安全衛生に係る巡回指導数(単年度)	7事業場	16事業場



それぞれの施策において掲げる指標と、SDGsのターゲットとの関係について、以下のとおりとします。

1 基本施策

施策番号	指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGsターゲット
施策1	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
	民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%	
	合成公園作成面積	11,259ha	42,000ha	
	下層植生衰退度3以上の森林の割合	19%	10%	
施策2	森林づくりに関する講座等への参加者数（累計）	66人	1,400人	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等 (R4)	30企業等	
施策3	県産材の素材生産量	100,800㎥	165,000㎥	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	びわ湖材製品出荷量（原木換算）	64,750㎥	115,000㎥	
	林業産出額	10.8億円	13.8億円	
	林業従事者の平均給与	3,400千円 (R3)	4,600千円	
	県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率	80% (R3)	100%	
	しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226人 (R3)	200,000人	

施策4	滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	66名	<p>4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p>
	林業従事者数	243人 (R3)	250人	
	森林経営プランナー数	1人 (R4)	7人	
	自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数	5団体	50団体	





2 重点プロジェクト

施策番号	指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGsターゲット
1 (1)	年間再造林面積 (単年度)	31ha	100ha	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
1 (2)	スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%	
2	土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	75%	90%	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
3	地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数 (累計)	30団体	40団体	11. a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4	県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数 (累計)	27件	74件	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
5	市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数 (単年度)	8回	20回	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
6 (1)	滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数 (延べ人数、単年度)	125人	150人	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
6 (2)	労働安全衛生に係る巡回指導数 (単年度)	7事業場	16事業場	

1 財源の確保

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税をはじめ、国庫支出金や一般財源等を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てることとします。

琵琶湖森林づくり県民税については、平成18年度より、納税義務者1人あたり年額800円（法人は、資本等の金額により年額2,200円から88,000円まで）を徴収し、「環境重視」と「県民協働」の視点に立った新たな施策に活用しています。

この仕組みについては、5年を目途に見直すこととされていることから、見直しの検討時には評価、使途、課税方式および税率等について滋賀県税制審議会に諮問し、いただいた答申を踏まえて、必要な見直しを行います。

また、一定の追加的な税負担をお願いしていることから、県民が琵琶湖森林づくり県民税の評価を行えるよう、琵琶湖森林づくり県民税事業の取組や成果に対する認知度を高めるための取組を進めます。

2 進行管理と点検評価

- ・ 本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行います。
- ・ 年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価します。
- ・ それらの結果を本計画等の改善に反映します。
- ・ 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

3 実施状況の公表

県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表します。

4 関係者との連携・協力

県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、本計画の推進を図ることとします。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが期待されます。

森林づくりに関する様々な課題、特に放置森林対策に向けた森林情報の把握や境界明確化といった課題に対しては、市町や森林組合が構成員となる森林整備協議会を通じ、連携や合意形成を図り、協力して取り組むこととします。

(1) 市町

- ・ 森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り組



むことが必要です。

- ・市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行うことが求められます。
- ・公共建築物の発注者として、地元の木材業者や製材業者等から県産材を調達するなど、地域経済の活性化に重要な役割を担っています。
- ・公有林の経営にあたって、地域の林業や木材産業を牽引する中心的な役割が期待されます。

(2) 森林所有者

- ・自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められます。
- ・自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に経営を委託し、長期的な森林管理を行うことが必要です。
- ・自らの森林が所有者不明森林とならないよう、相続等に備えておくことが求められます。
- ・県民の主体的な参画による森林の利用や保安全管理が進むよう、地域ぐるみによる活動場所の提供や参加等に協力することが求められます。

(3) 関係業界・団体

- ・林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業体をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築など多岐にわたっており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、それぞれの取引を担う各分野で、役割を担っています。
- ・新たな雇用を確保し、後継者を育成することが求められます。

(4) 県民・NPO・企業等

- ・ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの役割を担っています。
- ・企業においては、事業活動に県産材を活用するとともに、森林づくりパートナーとして積極的に参画する、また、森林管理により創出された二酸化炭素吸収量のクレジットを自社で発生した二酸化炭素の量と相殺する「カーボン・オフセット」の取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献することが求められます。

(5) 大学、研究機関

- ・研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が期待されます。